

令和元年第12回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和元年12月23日(月)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第12回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告

報告第19号 藤崎町学校施設長寿命化計画の策定について

6 議案審議

議案第27号 藤崎町スクールバス運行管理規則の一部を改正する教育委員会規則案について

議案第28号 藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員
委員
委員
委員

田澤 文雄
神 公子
加福 哲三
工藤 留美

教育委員会事務局

教育長

羽賀 義易

学務課長

清野 健志

生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長

高木 秀光

学校給食センター所長

清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐

石井 孝

学務課学務係長

長内 真理子

学務課主任主査

鈴木 一成

午後1時25分 開会

◎羽賀教育長 少し早いですが、皆さん揃ったようですので、ただいまから、令和元年第12回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の田澤委員と3番の加福委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和元年12月23日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 次に、「令和元年第11回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 第11回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。令和元年第11回定例会は、令和元年11月27日（水）午後1時25分から常盤生涯学習文化会館視聴覚室において開催されました。委員及び関係者の欠席はありませんでした。

報告事項では、報告第18号「令和元年度明德中学校学校評議員の辞退者について」、が報告されました。

議案事項では、議案第23号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」、議案第24号「藤崎町教育委員会表彰審議会委員の委嘱について」、議案第25号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について」、議案第26号「南地方市町村教育委員会連絡協議会副会長の選任について」が審議され、原案のとおり承認されました。

第11回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、報告事項に入ります。

報告第19号「藤崎町学校施設長寿命化計画の策定について」報告をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。

報告第19号「藤崎町学校施設長寿命化計画の策定について」別紙のとおり報告する。

令和元年12月23日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、令和2年度から11年度までを計画とする、藤崎町学校施設長寿命化計

画の策定について報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

配布しております、別紙、藤崎町学校施設長寿命化計画は、藤崎町第2次総合計画（ふじさき未来プラン）及び公共施設等総合管理計画に基づき、教育分野の個別施設計画として策定されております。

この計画策定の背景には、国における限られた財源を効率的・効果的に国庫補助するため、地方公共団体は令和2年度までには、学校施設長寿命化計画の策定を完了するよう文科省から通達されていること、また、国の財源を有効活用するためには、個別施設計画の策定が事業採択の1要件となっていることがあります。

計画の10ページ従来型イメージ図をご覧ください。

従来、学校施設は約20年で経年による改造と40年以上で改築を実施する考え方でしたが、厳しい財政状況の下では、改築よりも安価な長寿命化改修へ転換することが必要との考え方が盛り込まれております。

下のイメージ図長寿命化型に転換すると、約20年で原状回復のための大規模改造を実施し、約40年で機能向上のための長寿命化改修を実施、さらに約60年経過した時点で原状回復のための大規模改造を行い、約80年経過した時点で改築を行うことでトータルコストを低減することができる計画となっております。

計画の22ページをお開き下さい。

町内の学校施設は、建築基準法12条点検の結果から劣化状況を評価し、屋根や外壁、内部状況などはAからDまでの4段階評価にて表記しております。また、100点満点での健全度を点数化したところ、築年数26年を経過している藤崎中央小学校が早期の大規模改造を必要とする結果となっております。

この計画について、冒頭にお話しした国の交付金を活用し改造を行うためには、1年目で計画の提出を行い計画内容の精査を受け、2年目に工事計画の内定を得て事業実施できることから、23ページの計画表では、藤崎中央小学校は、計画申請が順調に通れば令和3年度から着手できる予定となります。

なお、令和2年度に藤崎中学校の屋内運動場屋根改修工事が計画されておりますが、劣化状況評価でD判定とあり、度重なる補修でも雨漏りが止まらない状況となっていることから、早期着手計画として記載しております。

最後に、この計画は10年間としておりますが、町の財政状況や突発的な社会的要請に伴い変更になることもあることから、5年ごとに見直しすることとしております。

藤崎町学校施設長寿命化計画の策定については、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。この件に関してご質問等ございますか。

◎榊委員 この表を見ると藤崎中学校の劣化が意外と多くて、藤崎中央小学校と比べて10年も後に建てたのになんで劣化が早いのかなというのと、今後工事する場合は劣化が早くなならないように建築業者や建築材料などを慎重に考えないといけないのかなと思いました。

◎石井学務課課長補佐 藤崎中学校の劣化状況については、学校の構造にも多少の原因はあると思います。

実際、明德中学校と比べますと明德中学校は建ってから21年経っていますが、補修したところはほとんどありませんでした。

藤崎中学校は見た感じ立派な建物であります。補修が出やすい建物であるのと、先ほど申しました体育館の屋根についても、こちらではあまり使っていない防水シートを使っています。冬雪が降ったときの状況というのが正確に把握しきれないうちに劣化が進んだものだと思っています。

◎榊委員 これから改修工事をするにあたって、耐用年数とか建築の設計にもあるのでしょうけど、私も過去、現場にいた時に意外と手抜き工事の多いと言う話が学校を巡って行くによくありました。

今は、そういうことはないと思いますが、業者などを決めるにしても多額の工事になりますし、学校というのは避難所にもなっていることから慎重に判断して取り組んで下さればと思います。

◎羽賀教育長 そのとおりだと思います。他に何かございますか。

◎加福委員 榊委員の申し上げたことは当然のことですけど、私もこの件に携わったので少しだけお話しします。

構造上の問題と言うのは、明德中学校は屋根がかかっているの、直接校舎本体に雨、雪がかかるわけではないです。

ただ、そのかわり校舎の裏にいくと雪が落ちて山のように積み重なっている状態です。それで、屋根をかけた場合、落ちた雪をどのように処理するかというのと、藤崎中央小学校も屋根がかかっているの、中庭にすごく雪が積み重なっています。

ですから、設計業者の考えもあるでしょうし、防水の工事にしても昔の防水の仕方と最近の工事の仕方と少し違うのは、昔は鉄筋コンクリートの上にアスファルトを塗り、防水シートを敷いた上にモルタルをかけた工事でやりましたが、雨漏りについても、下の防水シートが破れたところから植物の種などが入り、根を張

ることで広がっていたのが原因なのではないかと思えます。

その時代によって防水の仕方にもはやりがあるものだと思いますけど、雪をどうするのか、また昔のようなやり方で良いのかは設計業者も長年の経験を生かして一番良い方法でやると思いますが、今の藤崎中学校については防水シートで幕を作ってやっているの、漏ったところからつたって下の鉄骨に来るということなんですけど、防水シートが劣化しやすいので他にどのような方法が良いのかは、詳しい設計業者の方がわかると思います。

いずれにしても町の防災拠点となる公共施設ですので慎重に進めていくのが一番だと思います。

◎羽賀教育長 藤崎中学校の体育館は、私がいた頃は周りが結構な雨漏りしていたので教育委員会の方で結構なお金をかけて修繕しました。

ところが今は、真ん中の方からも雨漏りがして運動するにも非常に危険な状況だということで、やはり防水シートの劣化によるものだと思います。

議員さんからも屋根をかけたら一番良いのではという話も出ていました。

この計画でいくと屋根の補修に7千万円ということですが、藤崎中学校の体育館は奥の方にあるので、そちらに車を留めている方も冬の間は特にいないので、雪の落ちる方向などを検討した上で、他の意見なども参考にしながら、施設だけにお金をかけて、教育の中身にお金をかけられないということにならないよう注意しながら工事を進めていきたいと思っております。

◎羽賀教育長 他に何かご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、次に、議案審議に入ります。

議案第27号「藤崎町スクールバス運行管理規則の一部を改正する教育委員会規則案について」を議題とします。

説明をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局）3ページをご覧ください。

議案第27号「藤崎町スクールバス運行管理規則の一部を改正する教育委員会規則案について」、藤崎町スクールバス運行管理規則の一部を改正する教育委員会規則を次のように定める。

令和元年12月23日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、利用対象者の拡大と運行区間及び期間について改正するため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

5 ページをご覧ください。資料1 藤崎町スクールバス運行管理規則の一部改正。
藤崎町スクールバス運行管理規則（平成17年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「藤崎町立小学校児童」を、「藤崎町立小中学校児童生徒」に改める。

第3条中「児童」の次に、「生徒」を加える。

第3条第2項の次に、（運行区間及び期間）の見出しと第4条「スクールバスの運行区間及び期間は、別表に掲げるとおりとする。」を追加し、第4条から第9条を第5条から第10条に改める。

第10条の次に、別表（第4条関係）を追加する。

様式第1号（第4条関係）を（第5条関係）に改める。

様式第2号（第6条関係）を（第7条関係）に改める。

附則 この規則は、令和2年2月3日から施行する。

藤崎町スクールバス運行管理規則の一部を改正する教育委員会規則案については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 スクールバスの運行については以前、文科省の規定が距離によって運行されたという経緯がありましたが、各市町村では弾力的な形で運行するようになってきていると思います。

この件につきましては、私からは特別異論ありませんが、今後、他の地区から要望があった場合の基準などを教えて下さい。

◎清野学務課長 先般の12月議会で一般質問がありました。当然私たちもすぐ検討するというところで基準をどこにするかというところもあります。

先ほど言いました文科省の考え方では、中学生は6km未満、小学生は4km未満が徒歩での通学距離の基準となっておりますが、ただし書きに書いております天候及び道路の危険状況等を総合的に勘案して、小学校の場合は約2km以上の地区を対象としていました。

今回の中学校は3km以上の地区を対象としています。

田澤委員の申し上げたとおり、来年度以降の児童及び生徒数を住基等で調べた上で運行できるような運行経路や時間を設定しました。

中学校については、小学校の下校時刻とは違いますので、委員会活動や部活動に支障になることが想定されるため、中学生の下校のバスは出さないとう設定にしました。

距離で行くと学校から3km以上を対象としていますので、常盤地区だと富柳、

福館、それから藤崎地区では、白子、吉向、亀岡、西中野目、俵舛、下俵舛、柏木堰となっております。

◎羽賀教育長 田澤委員が話したとおり、となりの地区はバスに乗れてこちらはなぜ乗れないのかというのは、学区も同じでありましてこういう話は必ず出てくださると思いますが、今、学務課長が話されたように毅然とした態度で理解を求めながらやっていきたいと思っておりました。

◎羽賀教育長 他に何かご質問等ございますか。

◎加福委員 今の話だと中学校については緑町、林崎、中野目は対象にならないということですが、3 km以上対象だということであれば、緑町、林崎は3 km未満になるということですか。

◎清野学務課長 緑町と林崎はどちらも3 km未満ではありますが、2.6とか2.7 kmの距離です。常盤地区で言うと久井名館も同じ状況で微妙なところではありますが、先ほど教育長のお話のとおり必ずどこかで線を引かなければならないのと、今後見込まれる利用者数に対応した運行時間などを勘案して3 km以上という設定にしました。

◎羽賀教育長 今、学務課長から話したとおり緑町、林崎、久井名館地区のあたりは微妙な距離なのですが、そこは理解を求めていきたいと思っております。

他に何かご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 議案第27号「藤崎町スクールバス運行管理規則の一部を改正する教育委員会規則案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようなので、議案第27号「藤崎町スクールバス運行管理規則の一部を改正する教育委員会規則案について」を原案のとおり承認します。

続いて、議案第28号「藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について」を議題とします。

説明をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局）7ページをご覧ください。

議案第28号「藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について」、藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領を次のように定める。

令和元年12月23日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、各種大会における補助率等について改正するため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

9 ページをご覧ください。資料2、藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部改正。

藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領（平成18年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号及び第4号を削る。

第3条第1項第4号中「又は負担金」及び第5号を削り、第6号を第5号とし、第5号中「は」を削り、同号中「(1)」の次に「・」を加え、同号中「及び市内交通費」を削る。

第3条第1項第7号を第6号とし、第6号中「等、」を「等。」に改め、同号中「又は負担金」を削り、同号中「参加記念品」の次に「・会場使用料」を加える。

第4条第1項第1号を「青森県大会100分の50」に、第2号を「東北大会100分の70」に改め、「第3号全国大会100分の75」を追加する。

第5条中「定める」の次に「。」を加える。

附則 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案については、以上であります。

◎羽賀教育長 変える部分はわかりましたが、主な理由や経緯についてもう少し説明をお願いします。

◎石井学務課課長補佐 この改正につきましては、補助率のところのポイントとなっております。12ページの新旧対照表の中で旧条文ですと小・中学校の場合とスポーツ少年団の場合とそれぞれ表記されておりまして、その大会により補助率が変わっていましたが、新条文ではわかりやすく統一したのと、財政状況等もございまして3つの大きい大会に絞り、県大会では25%～50%引き下げて100分の50とし、東北大会は5%引き下げの100分の70としていますが、全国大会は据え置きの100分75のままとしております。

◎羽賀教育長 財政的な事情もあって今の改正案にするということでした。

ご質問等ございますか。

◎加福委員 小・中学校とスポーツ少年団ともに同じ扱いになりますか。

◎清野学務課長 そのとおりでございます。小・中学校部活動県大会等補助金の前年度の実績を申し上げますと、全部で決算額が541万円ほどのうち全国大会が16

0万円ほど、東北大会が225万円ほど、県大会が156万円ほどとなっております。

◎高木生涯学習課長 スポーツ少年団については、今年度で200万ほど補助しておりますが、地区大会はスクールバス等などを使用しているのほとんど請求はありません。主に東北大会と全国大会に対しての補助ということになります。

◎加福委員 そうすれば、旧の場合ですと4条の(3)がありませんが、新条文で追加するという事よろしいでしょうか。

◎石井学務課課長補佐 そのとおりです。

◎田澤委員 町の財政的な事情というのはわかりますが、近隣の市町村と比べてどうなっているのか教えて頂ければと思います。

◎羽賀教育長 この変更案と他市町村の補助の割合等を比べても、藤崎町は優遇されております。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 議案第28号「藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようなので、議案第28号「藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について」を原案のとおり承認します。

◎羽賀教育長 ほかにご質問等無ければ、本日の会議を終了します。

ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主任主査 鈴木 一成

閉会時間 午後2時20分

教育長 羽賀 義易

3番 加福 哲三

1番 田澤 文雄